Asian Breeze

No. 93 January 2023



公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム KITAKYUSHU FORUM ON ASIAN WOMEN 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 11-4 北九州市大手町ビル 3F TEL (093)583-3434 FAX (093)583-5195

E-mail: kfaw@kfaw.or.jp URL: http://www.kfaw.or.jp Facebook: http://www.facebook.com/kfaw.or.jp

ーズ 93 号 令和 5年(2023)年1月発行 ウェブニュ

目次

「ビジネスと人権」と「ワールドカップ」 岩附由香(特定非営利活動法人 ACE 代表) 1 人口問題とジェンダーを考える ― 堀内光子(アジア女性交流・研究フォーラム理事長) 5

「ビジネスと人権」と「ワールドカップ」

— 岩附由香 (特定非営利活動法人 ACE(エース)代表)

みなさんこんにちは、ACE 代表の岩附由香です。コロナウイルスの影響もあり国際会議がオンラインに切り替わり、実際にその場に行くということがしばらくなかったここ数年でしたが、2022 年 11 月末にジュネーブの国連欧州本部で開催された「ビジネスと人権フォーラム」に 1 日目だけ実際に現地に赴いて参加することができました。今日は、その話をベースに、このニューズレター向けに文章を書かせていただこうと思います。

「ビジネスと人権」と聞いて、ピンとくる方はまだ少ないと思いますので、少し説明させてください。経済がグローバル化していく中で、企業の事業が社会に与える影響(環境破壊など)も問題になり、企業の社会的責任が問われるようになってきた 1990 年代。一国の予算より

も一グローバル企業の売り上げのほうが大きいというような状況も生まれる中、CSR(企業の社会的責任)の議論や、「国連グローバル・コンパクト」などの自律的な取り組みを促す一方で、国際条約を目指す動きがありましたが実現せず。そんな中、条約とは違った「新しい規範」として、行動を規制したり制限するだけでなく、特定の行動を可能にし、促進する機能を持つものが目指され、コフィ・アナン国連事務総長から特別代表に任命されたジョン・ラギー氏が取りまとめたのが「国連ビジネスと人権指導原則」です。

では、その「指導原則」とはどんなものかというと、3つの柱があります。

1. 国は、人権を保護する義務がある

- 2. 企業は、人権を尊重する責任がある
- 3. 人権侵害の救済へのアクセス

1つめの柱の、国が人権を保護する義務があるということ自体は、当たり前ではありましたが、この指導原則では、国が、この義務をどう果たすかの国別行動計画を作ることが期待されています。また、1.の中に「企業に対して人権尊重の責任の明確な期待を示す」ことが入りました。一番明確な期待の示し方とは、実は法律で定めることです。これを受けて企業に人権に関する新たな義務を課す法律を既に作り、運用している国々があります。

2つめの柱の企業の「責任」については、それをはっきりと明記したこと、そして企業の「人権尊重」の責任が直接雇用をしている人たちに対してだけではなく、取引先や、事業地にも及ぶことを示したことに意味があります。そして、人権侵害が企業の事業の中で起きないように、人権デューディリジェンス(人権侵害のリスクを特定し、回避すること)や、起きてしまった場合に苦情申し立てができるようにすることを推進しています。

3つめの柱は、人権侵害の被害にあった人が、実効的な救済がされるよう、それを助けるメカニズムに簡単にアクセスできるようにすることをさします。

この「ビジネスと人権指導原則」について、 各国の進展や経験の共有や、どう実行するの かの議論が行われるのが、年に1回、「国連ビ ジネスと人権作業部会」が主催し、世界中の人 が集う「国連ビジネスと人権フォーラム」です。 今回私は、1日だけ欧州国連本部の会場で参 加してきました。会議は3日間を通し3つの全体セッション、24の個別セッションが開かれています。

ところで、この会場であるスイスのジュネーブにある欧州国連本部の前には、こんな足が一本折れた椅子のモニュメントがあります。もともとこの形は、地雷の被害者を象徴して作られたオブジェらしいのですが、戦争による市民への被害を非難する意味で、国連前に設置されているそうです。まさかと思っていた戦争がウクライナで起きて、市民に被害が出て、電気などのインフラを絶たれながら生活している戦火の人たちが今もいる。それに対して国連ができることが限られていることを思うと、いまー層このモニュメントが悲しく見えました。



国連本部前にある、1本脚が折れた椅子のモニュメント

このフォーラムは、毎年メインテーマがあります。今年は、「ライツホルダーを中心に~次の10年における人と地球を大切にするビジネスの促進のための責任の強化」。ちょうどビジネスと人権作業部会が「ビジネスと人権指導原則」ができた2011年から10年間を振り返り、次の10年のロードマップを2021年に発表し

たばかりであり、その中でも理想と現実のギャップが大きいとされているのが3つめの柱の救済へのアクセスであり、権利侵害を受けた人たちの声です。



本会議場の様子

例えば先住民が、自分の土地を開発から守るため、あるいは企業の環境破壊から守るために、企業のビジネスに対して立ち上がり声をあげています。しかし、そうしたいわゆる

Human Rights Defender(人権擁護者)の人たちは、逆に企業から訴訟を起こされたり(SLAP 訴訟)、命を奪われたりして、こうした人権擁護のために声を上げる人たちの声をかき消そうとする動きが世界中であることも事実です。こうした、人権侵害の救済とは程遠い現状の中、このフォーラムが行われています。今回もカラフルな民族衣装を着た南米の先住民族の代表の人たちが登壇して発言していましたが、こうした声を上げる人たちがきちんと守られるようにすることをしなければなりません。

また、ここ数年注目が集まっているのは、政府が「人権デューディリジェンス」を法律で義務化する流れです。EU で法制化が進む中、

その影響力の大きさからその進捗は、世界の注目の的です。EU 議会の議員も参加して、その検討状況や焦点を話していました。こうした動きに企業側は、反対しそうと思うかもしれませんが、意外と個別企業は賛成しているところもあります。なぜなら、"Level-Playing Field"(公平な競争環境)を作るためには、どの企業にとっても同じように従わなくてはならない法律があったほうがいいからです。現状では、コストをかけて児童労働を予防しようと頑張っている企業がある一方で、サプライチェーンの児童労働をそのままに利益を得ている企業があっても、何もとがめられないからです。

国別行動計画を策定し、企業の人権デューディリジェンスのガイドラインを発表するなど前進してきた日本政府からは、中谷元首相補佐官が、現地で会議に出席し、スピーチをされていました。世界の流れを受けて法制化を検討するのか、次のステップへの期待が高まるところです。

さて、私がなぜこの「ビジネスと人権指導原則」に注目しているかというと、私が代表を務める認定 NPO 法人 ACE で取り組んでいる児童労働と深い関係にあるからです。

私が児童労働問題に取り組む中で転機になったイベントが、実は、ワールドカップです。 2002 年の日韓ワールドカップを控えた 1 年前、2001 年の 5 月に、インドからサッカーボールを縫っていた女の子が来日しました。当時、サッカーボールは手縫いで、その一部はインドやパキスタンで女性や子どもたちが家で作業 をしていたのです。ソニアさんもそのような形でサッカーボールを縫っていた女の子の一人でした。

来日の理由は、「ワールドカップキャンペーン 世界から児童労働をキック・アウト!」の開始記者会見を行うためでした。彼女は記者会見で「サッカーボールは大人が正当な賃金をもらって作ったものを使ってください。子どもは学校に行くべきです。そのためにどうか協力してください」と呼びかけました。



2001 年、東京で記者会見を行うソニアさんと、児童労働に反対する グローバルマーチ創設者のカイラシュ・サティヤルティ氏

そんな彼女と出会って、私が気付かされたのが「児童労働は途上国のかわいそうな子どもたちの問題として片付けてはいけない。そうしたものを知らずに使っている、自分たち消費国の問題でもあるのだ」ということです。チョコレートの原料カカオ、Tシャツの原料コットンなど、元をたどっていくと畑で働く子どもたちの存在に行きつきます。私たちNGOは、そうしたコミュニティで活動し、児童労働撤廃を促すことはできます。しかし、児童労働の上に成り立ってしまっているビジネスそのものを変えることはできません。そのビジネスを変えること

ができるのは、企業自身です。また、児童労働のような、そうしたサプライチェーンの人権課題に企業が真剣に取り組むように促すには、政府が法律を作って、人権デューディリジェンスを義務付けることで、グローバル経済でつながっている原材料の生産現場まで、予防・撤廃が促進されるはずです。

今回のワールドカップでも、カタールの建設 現場での移民労働者が問題となりました。安 全が守られない状況で働き、怪我や命を落と した労働者たちは、その権利が侵害されてい たといえます。「ビジネスと人権」の考え方は、 そうしたものが作らせるプロセスにおいても責 任を持つよう、企業と政府に求めています。

日本は、消費大国です。そう考えると、私たちの責任は大きいといえます。そのため、海外NGOからの日本政府への視線は熱く、日本政府や企業が熱心に取り組むルールを作ることで、世界にインパクトを及ぼすことができるのです。

今回は、「ビジネスと人権」について、国連欧 州本部での体験も含め、書かせていただきま したが、少し身近なものに感じられたでしょう か?日本もまだまだこれからですが、政府、企 業とも取り組みを促進していかれるよう、市民 社会からもエールを送り続けたいと思います。 みなさまもどうぞ、注目してください。

【岩附由香氏 略歷】

岩附氏は学生時代に特定非営利活動法人 ACE (Action against Child Exploitation)を立ち上げられ、25年間児童労働の問題に NGO として取り組まれています。2004年には児童労働ネットワークを立ち上げ、国内でのキャンペーンや政策提言、また児童労働の世界会議に参加、登壇するなど、様々な場面で取り組まれています。2019年大阪 G20 サミットでは、市民社会組織のグループ C20 の議長を務められ、提言を安倍総理(当時)に手渡し、役目を

果たされました。ACE は現在インド、ガーナでコミュニティ単位での児童労働撤廃プログラムを実施し、またガーナではガーナ政府の「児童労働フリーゾーン」の取組を JICA のプロジェクトを通じて支援するなど、児童労働撤廃の具体的取り組みを促進しています。 2019 年に立ち上げた「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」では事務局を務め、「こども基本法」の制定に向けた政策提言を行ってこられました。

+****+*******************************

人口問題とジェンダーを考える

一 堀内光子 (アジア女性交流・研究フォーラム理事長)

世界人口は、産業革命以降、急速に増加し、 ペースは落ちたものの、今も増え続けています。 国連の最新予測では、世界人口は 2022 年 11月15日に80億人に達しました。その後国 連中位推計では、2030年に85億人、2050 年には 97 億人、2100 年には 109 億人とな る見込みです。人口増加の大きい地域はサハ ラ以南アフリカで、2100年には、中央・南アジ アを抜いて地域別増加率の世界一位になりま す。2050 年までの人口増加が大きい国は9 カ国で、その中に、アジアからはインド、インド ネシア及びパキスタンが含まれます。また、米 国もそのうちの1カ国です。人口最多国は、本 年には、中国からインドに代わる予定です。付 言すれば、人口の増減要因は、合計特殊出生 率、子どもの死亡率及び国際移動です。80 億

人に至る人口増加のうち半分はアジアによる もの、次いで、アフリカが約4億人で2番目に 多くなっています。国別にみると、70億人から 80億人への人口増加の半数以上は10カ国 で占められています。中でもインドが圧倒的に 多く、次いで中国、そしてナイジェリアの順で す。今後の90億人到達にもアフリカとアジア での人口増加によるところが大きくなっていま す。ところで、人口減少が続く日本も、世界11 番目の人口大国です。1億人を超える人口大 国は、1億人近いベトナムを入れても世界に 15か国しかありません。

人口の高齢化も進行しています。2018 年には、史上初めて 65 歳以上人口が 5 歳以下の子ども数を上回りました。2050 年には、高齢者人口は若者人口(15~24歳)をも上回り

ます。

顧みますと、1994年カイロで開催された、 国際人口開発会議(ICPD)で、今では多くの 人々が理解するようになった、「性と生殖に関 する健康(健康に関する権利)(リプロダクティ ブ・ヘルス(ライツ))」の確保が、人口政策の基 本と合意されました。人口政策の焦点は、それ までの国レベル(マクロ)から個人レベル(ミク 口)、中でも女性の権利確保に大きくシフトしま した。また、人口問題と開発問題が密接に関連 し、相互に影響しあうという考え方が国際的な 共通認識となりました。人口問題がジェンダー 問題・人権問題の主要領域になったのです。 2019 年 11 月には、ICPD25 周年を記念し て、ケニア・ナイロビでサミットが開催され、 ICPD 行動計画の達成の加速化等 12 のコミ ットを含む声明が作られました。

カイロ会議以降の人口関連状況は改善しています。妊産婦死亡率は、世界平均で、1994年の10万対365から2017年には211に低下しました。女性一人当たりの生涯平均出産人数は1969年4.8人から2019年には2.5人まで減少しています。しかし、社会に取り残されている人々、少数民族、若者、未婚者が性と生殖に関するサービスを享受できていないなど、課題は少なくありません。

さらに、人口変化の特徴として、都市人口の 増大があげられます、2050 年までに世界人 口の 68%が都市の居住と推計され、都市化 の流れが続きます。都市交通の改善、スラム環 境の改善等課題は多くあります。

世界最大の人口国は、本年、中国に変わってインドになります。中国、インドともに、14 億

人強の巨大な人口を擁しています。世界人口の 80 億人到達という人口増大は、2030 年を目標年とする SDGs(持続可能な開発目標)達成のために、人類が直面する課題により一層真剣に取り組まけなければならないことを思い起こさせます。世界は、いまなお新型コロナ感染症ウイルス感染症(COVID-19)、紛争、暴力、飢餓等々多くの問題を抱えています。

今後も世界人口はさらに増加し、2037 年 に 90 億人に到達します。さらに、2080 年代 に約 104 億人のピークを迎え、2100 年まで その水準で推移すると予測されています。人 口増加のスピードは、70 億人から 80 億人到 達まで約 12 年かかり、60 億人から 70 億人 までの増加の期間とほぼ同じです。

さらに指摘したいのは、世界の人々の長寿 化です。世界の出生時平均余命は 2019 年に 72.8 歳に達し、1990 年と比較して約 9 歳伸 びています。後発開発途上国の平均寿命は世 界平均と比べて7歳下回っており、多くの開発 途上国では、労働年齢(25~64歳)の人口の 割合が増加している状況にありますが、今後、 長寿化、高齢化の課題が世界共通となると思 います。

国連人口基金「世界人口白書 2022」は、人口問題の基本である、「リプロダクティブ・ヘルス(ライツ)」を中心に取り上げています。すなわち見過ごされた危機として、世界中の約半数の妊娠、年間推定 1 億 2,100 万件の妊娠は、望まなかった妊娠と指摘しています。

こうした意図しない妊娠は、個人的な問題、 保健医療上の問題、人権上の問題、開発上の 問題、そして人道上の問題であることを明らか

Asian Breeze No.93 Online Newsletter —

にしています。「子どもの数と間隔を自由に決める」個人の権利は、1974年の第1回世界人口会議(於ブカレスト)以来の人口に関わる大原則と私は考えていますが、1994年世界人口開発会議(於カイロ)や、1995年の第4回世界女性会議(於北京)を経て、「リプロダクテ

ィブ・ヘルス(ライツ)」が確立されていますが、 実際には取り組むべき課題が多く、権利の確 保のためより一層の権利の確認が必要です。

今回の Web 版 Asian Breeze はいかがでしたか。ぜひご意見、ご感想をお聞かせください。 Eメール info@kfaw.or.jp